## 募集要項 新旧対照表 (令和4年(2022年)9月22日修正)

新

## Ⅱ.事業概要

- 1. 事業内容に関する事項
- (7)事業の内容
- ⑥ PFI事業者の収入
- イ 利用者等から得る収入(詳細は、資料Ⅱ業務要求水準書 別添資料6 「施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について」
- (ク)任意事業における自主事業及び民間提案事業の実施により生じる全 ての収入

※今後、市が制定する八王子駅南口集いの拠点の設置及び管理に関する条例(仮称)の減免規定に基づき、一部の利用者を減免対象とすることを想定している。なお、減免対象に伴う負担は指定管理者たるPFI事業者が負うものとし、市から補填は行わない。詳細は、資料 II 業務要求水準書別添資料19「減免の考え方について」を参照すること。※PFI事業者の利益((カ)を除く。)が、自ら想定した利益水準を超過した場合、超過額合計額に一定の割合(還元率)を乗じた金額を市に納付することを想定している。ただし、自主事業としてネーミングライツ及びオーナー制度を導入する場合には、利益の全体額に加えるのではなく、それぞれ単独の収入に還元率を乗じた額を還元対象とすることを想定している。なお、詳細は「資料 I 事業契約書(案)」及び「資料IVサービス対価の算定及び支払方法」を参照すること。

## Ⅱ. 事業概要

- 1. 事業内容に関する事項
- (7)事業の内容
- ⑥ PFI事業者の収入
- イ 利用者等から得る収入(詳細は、資料Ⅱ業務要求水準書 別添資料6 「施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について」)
- (ク)任意事業における自主事業及び民間提案事業の実施により生じる全ての収入

※今後、市が制定する八王子駅南口集いの拠点の設置及び管理に関する条例(仮称)の減免規定に基づき、一部の利用者を減免対象とすることを想定している。なお、減免対象に伴う負担は指定管理者たるPFI事業者が負うものとし、市から補填は行わない。詳細は、資料 II 業務要求水準書 別添資料19「減免の考え方について」を参照すること。
※PFI事業者の利益((カ)を除く。)が、自ら想定した利益水準を超過した場合、超過額合計額に一定の割合(還元率)を乗じた金額を市に納付することを想定している。ただし、自主事業としてネーミングライツ及びオーナー制度を導入する場合には、利益の全体額に加えるのではなく、それぞれ単独の収入に還元率を乗じた額を還元対象とすることを想定している。